別紙様式第七号第一中間連結貸借対照表の記載上の注意2⑾を次のように改める。

⑾　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第七号第一中間連結損益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第七号第一中間連結損益及び包括利益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銭単位）

⑵　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第七号第二中間連結貸借対照表の記載上の注意１⑸を次のように改める。

⑸　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第七号第二中間連結損益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（銭単位）

⑵　当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号第一連結貸借対照表の記載上の注意２⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第八号第一連結貸借対照表の記載上の注意２⑰を次のように改める。

⑰　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。）

②　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別紙様式第八号第一連結損益計算書の表中「

その他経常収益

」を「

その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益
その他の経常収益

」に、「

負ののれん発生益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益

」を「

負ののれん発生益

」に改め、同様式第一連結損益計算書の記載上の注意１を次のように改める。

１　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第八号第一連結損益計算書の記載上の注意４中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改める。